

4 若年者のキャリア形成及び就職支援

(1) 学校教育(前記3(1)参照)

a 各種職業学校^(注4)

(a) 職業教育の果たしている大きな役割

ドイツでは、後期中等教育について、大学進学のための教育コースと職業教育のコースとが区分されている(複線型教育)。

ドイツ国民は何らかの形で職業教育を受けることが、各州(16州)の学校教育法で規定されている。

進路指導・就職指導については、早い時期から大学生の就職指導に至るまで、連邦労働社会省、具体的にはBA(Bundesagentur für Arbeit: 連邦雇用庁。職業紹介・失業保険を所掌する公法上の独立した法人)の出先機関である公共職業安定所が相談を受けるなどの役割を果たしている。

(b) 職業学校(Berufsschule) (「デュアルシステム」の学校側における担い手)

パートタイムの職業学校で、学業期間は職種により2年から3年となっている。

18歳未満で、デュアルシステムに参加する者は、企業で働く養成訓練生となる傍ら、職業学校通学義務(下記(e)参照)に従いここに入学することが義務となる。デュアルシステムの学校側における担い手である。

9~10年の義務教育を終えた者が入学する。

(c) 職業専門学校(Berufsfachschule; BFS)

義務教育を終えた者が入学できるフルタイムの学校で、学業期間は1年以上となっている。

入学は任意である。

実務的な職業訓練を修了していない者に対して、職業訓練の機会を与えるための学校である。

学校の修了試験に合格した者については、修了証を授与する。学校の2年間の課程を修了した者は、専門学校(Fachschule)への入学資格が与えられる。

2003/04年の生徒数は49万8,275人であった。

生徒の約6割が女子である。また東部ドイツでは女性の比率は7~8割に達していて、5~6割の西部ドイツより、かなり高い割合となっている。

職業学校の生徒の2割が私立、8割が公立校に所属

している。

職業学校の生徒に占める外国人の割合は9%である。

(d) 専門学校(Fachschule: 貿易・技術学校)

デュアルシステムでの職業訓練を修了した者もしくは数年間の職業実務経験を終えた者が入学者対象となっている学校である。

入学は任意である。学校教育をフルタイムで行う場合の教育期間は6か月~3年、パートタイムで行う場合は半年の授業を6~8回である。

生徒に高等職業教育一例: 高等教育水準技能、技術資格者水準一を授与することを目的にしている。

(e) 職業学校通学義務

普通教育(義務教育)終了後(満16歳まで)、高等教育機関に進学しない者に関しては、18歳までは職業学校に通学する義務が課せられており、必ず3年間職業学校に通学することとなる。これは教育行政を主管する各州政府にとって大きな負担となっていて、就職(進学)する機会を失った青少年を、州政府が各種職業学校等に入学させて職業教育を施す必要が生じ、州財政を圧迫しているといわれる。

(f) 2通りある職業学校通学義務(Berufsschülerpflicht)

ア 職業養成訓練契約(Ausbildungsvertrag)を事業主(企業)と結んだ青少年など

契約に基づいて、下記の職業学校での受講「義務」が青少年等に発生する。

(注: この義務は年齢とは無関係であり、職業養成訓練契約を30歳の人が締結した場合でも、職業学校に通学する義務が原則的に生じる。)

(ア) 職業学校での授業

i 職業学校の専門クラスにおける授業

ii 訓練職種に係る理論、その他の普通教育(国語、社会科、数学、労働法等)

職業養成訓練契約を結んだ青少年(等)は、このi、iiの授業に加え、(企業における実習生としての身分を有している)事業主による実習を同時並行的に行う。これを指して、一般に「デュアルシステム」と言われる。

イ 職業養成訓練契約を事業主と結んでいない/結べなかった青少年(失業青少年など)

一般の職業学校の学級に通う。ここでの教育内容は、普通教育(国語、社会科、数学、労働法等)のみである。

〈表1-39〉 職業学校の種類別生徒数

学校の種類	2001/2002	2002/2003	2003/2004
	学年	学年	学年
デュアルシステムを採る職業学校	1,784	1,733	1,685
職業準備年(BVJ)	76	80	79
職業基礎学習年(BGJ)	41	43	49
職業(専門)学校(Berufsfachschule)	425	452	498
専門オーバーシュレ(Fachoberschule)	99	106	117
専門ギムナジウム	103	109	115
職業/技術オーバーシュレ(Berufsober-/Techn. Oberschule)	11	13	14
専門学校(Fachschule)	147	156	160
計	2,694	2,700	2,726

(千人)

資料出所 連邦統計局ホームページ

〈表1-40〉 デュアルシステムの職業学校生徒数の長期的推移

年	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1991	1995	2000	2002
計	1,662	1,780	1,599	1,607	1,848	1,893	1,469	1,697	1,556	1,797	1,733

(千人)

資料出所 連邦教育研究省“Grund-und Strukturdaten 2003/2004”

(注) 1990年以前は旧西ドイツの数値。

b 普通教育における職業指導

(a) 職業活動体験

ア 総論

ハウプトシュレでは生徒の義務になっている。リアルシュレ、ギムナジウムでは希望者による任意になっている。

体験研修は、何度でもできる。

具体例では、レストラン、郡役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたる分野での職場体験である(エンネペータル[Ennepetal]市立リアルシュレでの例。9年生[主に14歳。リアルシュレの最終学年。日本での中3にほぼ相当]が、3週間の職場体験に参加する。体験職場は、ほとんど全部生徒が自分で見つけてきたもの。生徒が職場を見つけるために、各事業所に電話連絡したり、応募したりすること自体が、生徒らが職業/社会生活へ移行するための大きな導入になることが期待されている。^(注5))。

学校はこの実習期間中、生徒に係る授業参加義務を免除している。

イ ハウプトシュレにおける企業実習(Schülerbetriebspraktium)

ハウプトシュレ卒業を1年後に控える者(「8年生」=14歳)などが広く行う。実習先は原則として本人又は本人の保護者が見つけるが、学校が世話する場合もある。

企業での勤務時間はまちまちだが、原則として無給である。

職業生活に入る前に、また、職業訓練生としての生活を始める前にこうした実習をする制度である。ノルトラインヴェストファーレン州では1968年に始まっている。

(2) 職業訓練

a 職業養成訓練(制度)([Berufliche] Ausbildung) (通称「デュアルシステム」)

(a) 概要

ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を任っている制度である。

(b) 根拠法令

連邦法である職業訓練法(Berufsbildungsgesetz)が主要根拠となっている。

(c) 管理運営主体

手工業会議所などの事業主団体が主導する。各企業実施部分については、各企業が行っている。学校部分については、州政府(州教育省)が所管する職業教育校である。

(d) 財源・予算規模

各企業実施部分の職業養成訓練費用はすべて事業主もしくは業界団体(事業主団体)が負担する(原則)。なお、企業の負担費用は、租税控除の対象になる。

学校部分については、地方(州政府=州教育省所管)が負担している。

(e) 対象者及び適用要件

年齢制限はない。ハウプトシュレを修了した者が多く参加するが、ギムナジウムから参加する者もいる。社会人や高等教育を修了した者も参加できる(表1-41)。義務教育(9~10年間)を修了していない者にも、門戸